

江津市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和6年3月

1. 目的

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、江津市建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の所有者、居住者または管理者（以下「所有者等」という。）に対し、直接的な住宅の耐震化の意識啓発及び情報の提供を行うと共に、耐震改修事業者の技術力向上に係る取り組み等を実施することで、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置付け

アクションプログラムは、江津市建築物耐震改修促進計画（平成29年3月改定。以下「促進計画」という。）を補完するものとして位置付ける。

3. 対象建築物

原則として建築基準法（昭和25年法律第20号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）前に新築工事に着手した全ての住宅とする。

4. 計画期間

アクションプログラムの計画期間は、令和6年度から令和8年度までとする。

ただし、社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しなどを行う。

5. 施策内容

行政区域内に存する住宅の所有者等に対して、次の①～③の取り組みを実施することで、住宅の耐震化の意識啓発及び情報の周知を図る。

【普及啓発活動の実施】

①市民への耐震化に係る普及啓発

- 住宅所有者を含む地域に対し、地域コミュニティ等で出前講座を開催し、住宅の耐震化の必要性や市の補助制度等の情報提供を行う。
- 広報誌やホームページに、住宅の耐震化の必要性や市の補助制度等について掲載する。
- 住宅の耐震啓発に係るパンフレット等を窓口にて配布する。

②耐震診断実施済みの住宅所有者に対する耐震化の促進

- 耐震診断を実施した住宅の所有者に対し、耐震診断報告時に耐震改修補助制度等の説明等を行う。
- 一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、訪問、電話連絡およびダイレクトメール等により耐震改修を促す。

③改修事業者の技術力向上等

- 県が実施する改修事業者を対象とした講習会の開催に協力する。
- 県が作成する「島根県木造住宅耐震診断士登録名簿」及び「島根県耐震改修設計施工技術者名簿」をホームページ等で公表する。

6. 連携

アクションプログラムを総合的に推進するため、江津市は、島根県、（一社）島根県建築士会と連携して活動に取り組む。

7. 実績の公表

本アクションプログラムに基づく出前講座開催状況、耐震診断実績、耐震改修実績は、江津市のホームページに掲載する。